

No.	分類	第3次実施計画		平成28年度～令和2年度事業実績総括				第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	平成28年度計画 (初年度)	令和2年度計画 (5年目)	実績 (平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		
1	(1)女性 (2)子ども	女性・子どもに対する暴力への取組	DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な面などさまざまなケースがある。また、子どもを巻き込んだ暴力にまで及ぶことから、地域福祉、保健、医療、教育等との連携を図り、DVを早期に発見することで、安心して過ごせる生活につなげる。	・広報紙を通してDV被害の相談窓口の周知を図る。 ・安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図る。	・広報紙を通してDV被害の相談窓口の周知を図る。 ・安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図る。	広報紙を通して、24時間受付可能な電話・メール等DV相談窓口や市相談窓口を紹介し、市民に周知を図った。また、支援が必要な家庭に対して、安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図り、支援を行った。	相談件数は毎年横ばいではあるが、支援の必要な方については、関係機関と連携しながら早急な対応に努め、安心して生活の確保や相談支援を行うことができた。	安心して生活ができるよう関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室
2	(2)子ども	児童虐待防止等ネットワーク	虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心身に後遺症を残したり、時には生命までも脅かすことさえある重大な問題である。その問題が近年増加傾向にあるが、家庭内で発生することが多く発見が困難な状況である。そこで、子どもの虐待防止について啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、早期発見、早期援助に努め子どもの人権を守る。	・子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、関係者の意識の向上を図る。 ・虐待を発見したら、関係機関に繋ぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行う。	・子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、関係者の意識の向上を図る。 ・虐待を発見したら、関係機関に繋ぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行う。	子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発などを通じて、積極的に啓発を実施してきた。虐待の早期発見・早期対応については、野洲市要保護児童対策地域協議会において、関係機関と定期的な情報共有や検討会議を行い、子どもの虐待防止に努めた。	子どもの虐待防止に向けて、積極的に啓発を行うことで、虐待の早期発見に繋がりが、早期対応ができたことで、子どもの命を守ることに繋がっている。今後、ますます支援の必要な家庭が増える事が予想され、早期対応できるよう、関係機関との連携や対応する職員体制の充実が必要である。	子どもの虐待の早期発見・早期援助に努め、子どもの命を守る。	家庭児童相談室
3	(2)子ども	個別課題解決に向けた相談・支援体制の確立	いじめや不登校そのほか児童生徒の人権に関する個別課題の解決のため、校園所の現状把握に努め教育委員会との連携を図っていく。教育委員会へ直接相談があった場合は、十分に受け止めた上で当該校園所とともに取り組む。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかり受け止めた上で当該校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかり受け止めた上で当該校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。	(学校教育課) 不登校状態にある児童生徒の思いや願いを最優先し、寄り添い、本人たちの力を高めて、それが結果的に登校につながるよう取り組んできた。いじめ問題については、重大事態に対する取り組みを学校教育課主導で進めてきた。ここ数年、いじめ認知件数は減少傾向にあるものの、解消率は、令和2年度79.5%と目標値に達しなかった。 (こども課) 不登校につながる可能性のある行き渋り等を含め、園児の日々の様子を把握するとともに、園対応として個別の電話や訪宅を行い、保護者、関係機関との細やかな連携を図った。 また、園生活の中で、子どもの言動に注視し、気になる言動が見られた時には、その課題を見出しクラスや学年で話し合いや、考え合える場を設けた。	(学校教育課) 不登校児童生徒本人、保護者が学校の取組に対してどのように思っているのか、取組の評価を行う上で参考にすることがある。 いじめ問題については、早期発見、組織対応、迅速な取組の開始等を今後も継続して行い、事案解消と認められるまで、丁寧な関わりが必要である。 (こども課) 保護者や関係機関と情報共有をとりながら、課題や今後の対策、支援の在り方について連携を図り、教育相談の充実や子の様子に応じた対応、園としての支援体制づくりを推進していく。	いじめや不登校の現状を正確に把握し、これらの人権課題をなくす取組を実施することは継続して実施していく必要がある。 いじめ認知後の解消率が平成27年度は84%。 解消率90%を目標とし、いじめ問題をなくす取組を推進する。	学校教育課 こども課

No.	分類	第3次実施計画				平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	平成28年度計画(初年度)	令和2年度計画(5年目)	実績(平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		
4	(2)子ども	こころの教育相談	不登校やいじめなどの悩みや課題を抱えた児童生徒の人権に関する相談の場を設け、子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応など、個別課題の解決に向けて、保護者や学校・関係機関と連携した取組を推進する。	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。中学校卒業時点には終結できるように取り組む。 相談：予約制1日4件程度 定期相談：週1回～月1回程度 中学3年生相談人数7人(内終結数3人) 未終結率57%	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。中学校卒業時点には終結できるように取り組む。 相談：予約制1日4件程度 定期相談：週1回～月1回程度 中学3年生相談人数7人(内終結数5人) 未終結率28.5%	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行った。中学校卒業時点には終結できるように取り組んだ。 相談件数は平成28年度は388件であったが令和2年度は605件に増加した。学校や関係機関とも連携しながら対応することができ、中学3年生は毎年、年度末において終結してきた。	年々、不登校やいじめ、学校不適応等の悩みを持つ児童生徒や保護者が増えているが、学校や関係機関とも連携し、悩みの解消につなげてきた。今後も増加することが見込まれ、教育相談の充実のためにはカウンセラーの増員も視野に入れておかなければならない。	個々の悩みが解消できるよう適切なカウンセリングを行うことで、中学卒業時での未終結率を30%以下(2人)とする。	ふれあい教育相談センター
5	(2)子ども	適応指導教室事業	不登校やいじめなどで学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所づくりを行い、自他を大切にすることを育みながら、他者とのコミュニケーションや、自己肯定感・社会性などの育成に努め、社会的自立や学校への復帰に向けて、きめ細やかな指導や相談・支援に取り組む。	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学習支援など個別やグループ活動を通して自信回復、学校復帰を目指す。 全欠児童生徒数 8人(H28.4.1時点) 通級：週1回～週5回 体験活動：湖南SSN年2回 活動体験：月1回 うみの子体験年1回 保護者懇談会：年数回	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学習支援など個別やグループ活動を通して自信回復、学校復帰を目指す。 全欠児童生徒数 2人(R2.4.1時点) 通級：週1回～週5回 体験活動：湖南SSN年1回 活動体験：月1回 ホールの子体験年1回 保護者懇談会：年数回	学校に行けない・行きにくい児童生徒の居場所作りに取り組んできた。グループ活動として体験活動(農作業で自然に触れる・収穫したものを調理する・科学実験で探求心を育てる)個別活動としての体験活動(生活に必要なものを自作する・陶芸活動で土と触れ合う・学習支援として学習セラピーを行う)の中で少しずつ自信回復・自己肯定感アップに努めて来た。また、学校復帰に向けて学校にできることを段階に応じて、情報を共有することによって、令和2年度は、完全学校復帰2名・部分復帰2名・高校進学1名と、通所生5名全員が大きな一歩を踏み出すことが出来た。	心のエネルギーが何らかの要因で減少している児童生徒に対して、自分のままでいられる居場所として心のよりどころになることにより、エネルギーを蓄える支援をすることが出来た。その結果、完全学校復帰や部分復帰、進学へとつながることが出来た。今後の課題としては、心のエネルギーが減少しているというよりは、発達課題の2次障害的な児童生徒に対しての要望が大きくなってきていることである。その場合の別の居場所作りが急務である。	通所する児童生徒全員が体験活動等を通して自信回復と自我の確立を図ることで学校復帰が出来る。また、学校との連携強化に努め全欠児童生徒数0人を実現する。	ふれあい教育相談センター
6	(2)子ども	家庭訪問型学習支援事業 * 令和2年からの新規事業	学校へ行けない、または行きにくい深刻な不登校状態の児童生徒およびその保護者を対象に、当該児童生徒が社会的に自立する力をつけ、学校復帰につなげるため、当該児童生徒の家庭を主な支援場所として、きめ細やかな指導や相談・支援に取り組む。	学校へ行けない、または行きにくい深刻な不登校状態の児童生徒およびその保護者を対象に学習支援、生活支援、家庭支援、教育相談を通して自信回復、学校復帰を目指す。	指導員、カウンセラー、コーディネーターが2人1組になって児童生徒宅を訪問し、学習支援や不登校・学業・進路に関する相談を実施した。 ・支援対象者 4名 ・支援や教育相談延べ回数 309回 ・学校復帰 2名 ・高校進学 1名 市内小中学校の全欠児童生徒数は次のとおり。 H30年度/小学生0人、中学生1人 R1年度/小学生0人、中学生2人 R2年度/小学生2人、中学生1人	深刻な不登校の児童生徒にとって、家庭から外に出ることに抵抗があるが、この事業によって外部の者と接することができた。また、丁寧な学習支援や教育相談により、自信を回復し、R3.4から学校復帰を果たした児童生徒が2名、公立高校に進学した生徒1名と、事業のめざす成果を上げることができた。 全欠児童生徒数0人に向けては、関係機関との連携強化による取り組みが必要である。	深刻な不登校状態の児童生徒が支援を通して自信回復と自我の確立を図ることで学校復帰が出来る。また、学校との連携強化に努め、全欠児童生徒数0人を実現する。	ふれあい教育相談センター	
7	(2)子ども	はつらつ野洲っ子育成事業	はつらつ野洲っ子の育成を掲げ、学校や家庭、地域が一体となって青少年健全育成に取り組む。小・中学生が自らの思いを発表する場とする。また、それを十分に受け止め成長を支えるために意見発表会を開催する。また、青少年の健全育成をめざして、大人と子どもの意見交換会を開催する。	はつらつ野洲っ子中学生広場での発表・育成フォーラムの開催	・はつらつ野洲っ子中学生広場での発表 ・はつらつ野洲っ子育成フォーラムの開催	小中学生一人ひとりが、学校や家庭および社会に対してどのような思いや願いを持ち、夢や希望を描いているか、また、思春期の自分自身をどのように捉えているのかなど、自らの思いを発表する機会を設けることができた。 また、子どもの考えや思いを学校関係者、家庭、地域の人々が十分に受け止めることにより、子どもに対する共通理解を深めることができた。	子どもの考えや思いを学校関係者、家庭、地域の人々が十分に受け止めることにより、子どもに対する共通理解を深めることができた。さらにこの気運が地域に浸透することが求められる。	事業への参加人数の増加と青少年による重大事案が毎年起こらないことを目標とする。	生涯学習スポーツ課

No.	分類	第3次実施計画		平成28年度計画		令和2年度計画		平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	(初年度)	(5年目)	実績 (平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題				
8	(2)子ども	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議と各学区青少年育成会議の連携のもと、環境浄化や初発型非行防止街頭補導を行い、青少年の居場所づくりをし、地域住民とのふれ合いのもと、一人ひとりが希望を持ち、困難なことにも主体的に対応できる力をつけるよう支援する。	「愛のパトロール運動」(毎週金曜日)・まちづくりで「愛の声かけ運動」(7月・11月)の実施	「愛のパトロール運動」(毎週金曜日)・まちづくりで「愛の声かけ運動」(7月・11月)の実施	愛のパトロールは、毎月第1、3金曜日に関係者の協力のもと、市内3区域を巡回することを通じて、青少年の非行防止の取組みができた。愛の声かけ運動では、7月の「青少年非行・被害防止全国強調月間」と11月の「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」の一環として、地域で声かけを通して子どもたちの通学(園)を見守る取組みに、多くの参加と協力が得られた。	愛の声かけをすることによって心をつなぎ、非行防止の一助になった。また、保護者や教職員、関係団体の代表が、街頭に出て指導の機会を持つことによって、市内の環境、量販店内の状況、青少年の行動を知ることができ、非行を生み出す原因や過程を肌で感じ、指導の機会とすることができた。今後は地域の人材育成が必要である。	各事業への参加人数の増加と青少年による重大事案が毎年起こらないことを目標とする。	生涯学習スポーツ課		
9	(2)子ども	人権集会	自分がかげがえのない愛される存在であることを実感し、様々な人との出会いや教材との出会いを通して人権意識を高めていけるよう人権集会などを開催して、人権保育を推進する。また、参観、アンケート、集会だよりなどを通して保護者にも啓発する。	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。	・人権をテーマにした集会を計画的に実施し、年齢に応じて考えあう場を持ち、集会での様子や園児の意見等の内容を、おたよりとして即時に発行し保護者啓発を図るとともに親子での考える場へつなげてきた。 ・保護者を対象とした研修会を年間2回以上開催し、機関紙等の発行をし、研修内容の共有を図った。	・集会や研修会後に即時におたより等を発行することで、保護者への啓発や共有につながった。 ・実績に基づいて一定の成果が得られているが、人権意識の高揚のためには、集会や研修会だけでなく、日常的な発信が必要である。	集会が形骸化することなく、内容や形態等を工夫し、また、保護者の関心や意識が高まるように継続していく。	こども課		
10	(2)子ども	子育て相談	いじめや不登園そのほか乳幼児の人権に関する保護者との相談の場をもち、個別課題の解決に向けて、家庭と連携した取組を推進する。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子をつたえ、話しやすい関係性が築けるようにする。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子をつたえ、話しやすい関係性が築けるようにする。	・クラス懇談会、個別懇談会等の実施。 ・子育て相談の実施。 ・園だより等を通じて、子育てにつながる具体的な内容等の記載による推進。	・園と家庭の信頼関係を築く中で、日々の園児の様子について継続的に積極的に伝え、成長を共に喜び合い、また課題について具体的に話をしながら、推進できた。	子育て不安に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制を定着する。	こども課		
11	(3)高齢者	消費生活相談	消費生活相談においては、高齢者特有の消費生活問題について関係機関と連携し権利擁護に努める。	出前講座を20回開催する。消費者セミナーを1回開催する。また、出前講座は野洲市消費生活研究会の協力を得て高齢者に分かりやすく工夫して行う。	くらし支えあい条例における見守り活動を効果的に行なうよう、個人情報取扱い等を整備した運用マニュアルを作成する。	令和2年度の計画どおり、運用マニュアルは作成でき、到達目標である見守りネットワークの仕組みも構築できた。野洲市消費者安全確保地域協議会を設置し、消費者被害に遭いやすい高齢者等を対象に見守りリストを作成して、民生委員児童委員等が見守り活動を積極的に行った。高齢者等を対象に地域への出前講座を開催した。	消費者庁及び警察の保有するリストの情報提供を受け、野洲市消費者安全確保地域協議会の仕組みを活用し消費者被害に遭いやすい高齢者を効果的に見守ることができた。	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、野洲市くらし支えあい条例を適切に運用し、見守りネットワークの仕組みを構築する。	市民生活相談課		
12	(3)高齢者	ユニバーサルデザインを基本とした生活環境	高齢者を含む全ての人が、社会において自立して行動できる安全な生活環境整備に向け、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、関連計画の具現化にむけ、バリアフリー化を推進する。	高齢者等が自立して安心して生活できる環境の整備に向け、住宅改修にかかる費用の助成を行う。	高齢者等が自立して安心して生活できる環境の整備に向け、住宅改修にかかる費用の助成を行う。	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう自立支援として、介護保険による住宅改修と市独自事業の高齢者住宅小規模改造助成事業を実施し、バリアフリー化を推進した。	住宅改修を支援したことで、家族の介護負担の軽減と、要介護者本人の自立支援や介護予防、安全の確保につながった。	自立して安全に生活できる環境の整備に向け、引き続き助成を行う。	介護保険課		

No.	分類	第3次実施計画		平成28年度計画		令和2年度計画		平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	平成28年度計画(初年度)	令和2年度計画(5年目)	実績(平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題				
13	(3)高齢者	高齢社会に関する教育・啓発	高齢社会、高齢者福祉への理解と関心を高め、福祉の心を培うため、小中学校生徒や一般住民の自主学習の受け入れ等を積極的に進め、また広報や介護ニュース等を活用し、サービスの情報提供や高齢社会に関する情報も盛り込み啓発を行う。また、今後は高齢者の人権に関する事業として、地域住民を対象に「認知症」についての理解と地域で支えるための啓発事業を実施する。	介護情報誌の発行を行い、サービスの情報提供や認知症についての啓発を行う。	介護情報誌の発行を行い、サービスの情報提供や認知症についての啓発を行う。	<p>○介護ニュースりふれっしゅ等の発行により、高齢者福祉事業や認知症カフェ等の集いの場の紹介を行った。介護ニュースりふれっしゅは在宅介護の本人又は家族へ年4回から年1回の郵送に変更したが、介護保険新規申請の際に配布する見直しにより、より多くの人に周知することができた。</p> <p>○行方不明になる恐れのある認知症等の高齢者の写真や特徴等の情報を事前登録し、警察と情報共有することや、登録者に見守りシールを配布し服や靴に貼り付けてもらうことで、緊急時に早期発見につなげることができた。また、介護事業所や野洲市見守りネットワーク登録団体や事業所にメールアドレスやFAX番号を登録いただき、緊急時に捜索協力してもらうことができた。</p> <p>○認知症について市広報に特集記事を掲載し、広く市民に認知症への理解を啓発できた。</p>	<p>○自分や家族が認知症であることを隠したいという思いが根強く、徘徊高齢者事前登録等の利用につながらないケースが依然ある。予防・早期治療と同様、家族が正しい認識を持つよう促すことは、認知症高齢者の安全や人権確立の観点から重要である。</p> <p>○また、認知症は特別な病気であるとか、本人の予防に向けた努力が足らなかったため発症したとか、認知症の人は何も分かっていないといった誤った考えが依然見受けられることから、広く市民を対象に正しい考えを啓発することが必要である。認知症になっても自分らしく地域で生活できるまちづくりをさらに進める必要がある。</p> <p>○高齢者見守りシールの普及とともに、認知症の人との接し方等について、市広報の特集記事で引き続き啓発していく必要がある。</p>	できる限り住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。	高齢福祉課		
14	(3)高齢者	高齢者の権利擁護	高齢者が地域において人権が守られ、安心して生活が送れるよう権利擁護関係、成年後見制度の啓発や利用推進、高齢者虐待の早期発見、早期対応マニュアル作成づくりを推進する。	成年後見制度についての啓発を行い、必要に応じて成年後見制度の市長申立を行う。	成年後見制度についての啓発を行い、必要に応じて成年後見制度の市長申立を行う。	<p>判断能力が低下した認知症等の高齢者に成年後見制度利用が必要にも関わらず申立てる親族がいない場合に市長申立てを行い、本人の意思決定支援を行った。</p> <p>高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催した。</p>	<p>判断能力が低下した認知症等の高齢者に成年後見制度利用の促進ができた。成年後見制度について知らない人が多いことから周知が課題である。</p> <p>高齢者虐待の出前講座や研修を実施し、早期発見、早期対応に努めた。</p>	高齢者の人権を守るための各種取り組みを継続する。	高齢福祉課		
15	(3)高齢者	高齢者のサービス利用支援と強化	地域の高齢者が、介護保険サービスにとどまらない様々な形のサービスを利用し、自立した生活が継続できるよう、地域関係者とのネットワーク構築や、ネットワークを利用した高齢者実態把握、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援、また権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援を行う。	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスにつなぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスにつなぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。	<p>対応困難事例については、ケアマネジャーや家族への支援だけでなく、地域ケア会議等を開催し、地域でできる支援について検討した。</p>	<p>高齢者の増加により、相談支援件数は増加傾向にある。高齢者本人やその家族などの相談を受け止め、本人の意思決定支援ができるよう関係者間の連携を密にする必要がある。</p>	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できる	高齢福祉課		
16	(3)高齢者	(4)障がい者 コミュニティバスの運行	市コミュニティバスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として、高齢者や障がいのある方々の生活行動範囲を拡大することや、利便性のある運行に努める。	高齢者や障がい利用率 75%を維持する	<p>令和元年度の実績は、一般人の利用者も増加傾向にあるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年3月以降は大幅に利用者の減少となっていることから、利用者人数の目標値は掲げず、高齢者や障がい者の利用率75%の維持を目標とする。</p>	<p>H28 51,618人 うち高齢・障がい 38,684人 74.9%</p> <p>H29 49,614人 うち高齢・障がい 38,279人 77.1%</p> <p>H30 52,115人 うち高齢・障がい 40,420人 77.5%</p> <p>R01 56,573人 うち高齢・障がい 41,464人 73.2%</p> <p>R02 45,180人 うち高齢・障がい 33,751人 74.7%</p>	<p>計画期間中の高齢者・障がい者利用率の内訳は75.4%となっているが、計画終了時の79%には届いていない。</p> <p>今後、高齢者の中でも免許保有者に免許返納を促すとともに、コミュニティバスの利用促進に繋げる方策を考える必要がある。</p>	高齢者や障がい利用率 79%を維持する。	協働推進課		

No.	分類	第3次実施計画		平成28年度計画 (初年度)	令和2年度計画 (5年目)	平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了 時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要			実績 (平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		
17	(3)高齢者 (4)障がい者	駅前整備事業	多くの人が利用する野洲駅の南北駅前広場のバリアフリー化を行い高齢者や障がいのある方などすべての人が安全に利用できる駅前広場を整備する。	野洲駅北口広場整備工事について、歩道橋工事及びシェルター工事の一部に着手した。	完成	野洲駅の南北駅前広場のバリアフリー化事業が平成30年度に完了した。	高齢者や障がいのある方などが安全に利用できる駅前広場を整備することができた。	終了	都市計画課
18	(3)高齢者 (4)障がい者	交通安全施設整備	すべての人の社会参加を保障する環境整備の一環として、高齢者・障がい者をはじめ交通弱者の安全確保にも効果のある歩道と車道の分離など交通安全施設の整備を進める。	教育委員会(学校教育課)を事務局とする通学路交通安全対策推進会議において市内通学路の総合的な交通安全対策を図り、交通安全プログラムに基づき通学路の安全対策を行います。	小学校区ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検の結果に基づく対策実施後の状況について、実際に期待した効果が上がっているか対策効果の把握と検証を行います。	毎年、通学路等の合同点検を行うことによって、通学路の危険箇所を発見し安全対策工事を行うことができた。また、国道や県道の道路管理者とも連携をとることで、市内全域の安全対策を図ることができた。	点検結果に基づく対策は児童・生徒だけでなく、高齢者・障がい者をはじめとする交通弱者の方に対しても、安全に移動することができる道路環境の整備ができた。 実施後の状況について、期待した効果が上がっているか対策の効果と検証を行う必要がある。	継続的に通学路の安全を確保するため、関係者による合同点検を継続的に実施するとともに、交通安全対策実施後の効果把握等も行い、本プログラムの改善・充実を行います。 これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきたいと考える。	道路河川課
19	(3)高齢者 (4)障がい者	交通バリアフリー基本構想に基づく実施計画の推進	交通バリアフリー基本構想に基づき交通バリアフリー道路特定事業計画を策定。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した利便性及び安全性の向上を促進するため、野洲駅を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。	実施計画に基づく未整備路線については、他の事業との調整が必要となります。	平成30年度計画終了予定	野洲駅北口駅前広場整備事業、市道北口線・市道野洲駅北口支線のバリアフリー化事業により、横断歩道橋を整備して歩行者と自動車の動線を分離した。また、施設のバリアフリー化や歩道の拡幅を実施した。(令和元年度で野洲駅周辺のバリアフリー化事業が完了した。)	野洲駅北口では、横断歩道橋(エレベーター・エスカレーター)を整備することで歩行者やと車両の分離ができ安全性および利便性が向上した。また、施設のバリアフリー化や歩道の拡幅により、歩行者のより安全に移動することが可能になった。 今後は施設の良好な維持管理を行うことや、利用者への適正な施設利用を啓発していく必要がある。 県道野洲停車場線に接続する市道小篠原稲辻線について、歩道拡幅等のバリアフリー化の要望があり、今後検討が必要である。	特定経路および準特定経路/バリアフリー化の対策可能箇所については整備済みである。	道路河川課
20	(4)障がい者	ユニバーサルデザインによる生活環境の推進	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障害者基本法に基づく市障がい者基本計画を平成24年度に8年間の計画として策定し、施策の柱として「ユニバーサルデザインで安心して暮らせるまちをめざして～まちで快適に過ごす～」を掲げている。 特に、ノーマライゼーションの考え方に基づき、社会的障壁を取り除くため、生活環境の整備、情報・コミュニケーション環境の整備等を推進する。	障害者基本法に基づく市障がい者基本計画を平成24年度に8年間の計画として策定し、施策の柱として「ユニバーサルデザインで安心して暮らせるまちをめざして～まちで快適に過ごす～」を掲げている。 特に、ノーマライゼーションの考え方に基づき、社会的障壁を取り除くため、生活環境の整備、情報・コミュニケーション環境の整備等を推進する。	H28・在宅重度身体障がい者住宅改造費助成金 3件 759,000円 H29・在宅重度身体障がい者住宅改造費助成金 2件 423,186円 H30・在宅重度身体障がい者住宅改造費助成金 2件 561,965円 R1・在宅重度身体障がい者住宅改造費助成金 2件 329,475円 R2・在宅重度身体障がい者住宅改造費助成金 3件 577,405円	課題としては、障がいのある人が社会参加しやすい環境整備が掲げられ、一層のソフト面でのバリアフリー化の推進が必要である。とりわけ、障がいのある人の尊厳が損なわれることのないよう障がいのある人のコミュニケーション手段の確保・充実が必要である。	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障がい者自立支援課

No.	分類	第3次実施計画			平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課	
		事業名	事業の概要	平成28年度計画(初年度)	令和2年度計画(5年目)	実績(平成28年度～令和2年度)			実績(事業)からみる成果と課題
21	(4)障がい者	人材育成の充実	共に地域で暮らせる社会を推進していくために、ボランティア活動の振興とボランティア資質の向上を図ることが重要であり、障がいのある人との交流を通じて、社会貢献できるボランティア活動の場を提供し、各種ボランティア活動へ参加する気運を醸成すると共に、その養成に努める。	本市と守山市との共同で手話奉仕員養成講座の前期(後期はH29に実施し、2年1セットの講座)を実施し、手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図る。ボランティアの更なる拡大を図るため、受講生の確保に向け、継続した啓発を行う必要がある。	守山市、野洲市の共催事業として行ってきたが、令和2年度からは、各市単独開催事業に変更し、事業は継続していく。	H28・手話講座受講者数 30名 H29・手話講座受講者数 29名 H30・手話講座受講者数 32名 R1・手話講座受講者数 16名 R2・手話講座受講者数 17名	手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図るため実施した。障がい者理解をすすめる、ボランティアの更なる活動の拡大を図るため、地域における活動支援、活動の場の提供が必要である。	ボランティア活動の振興と手話奉仕員等の人材の育成	障がい者自立支援課
22	(4)障がい者	精神障がいについての正しい知識の啓発	精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組をすすめる。併せて地域住民の心の健康づくりを進める。	精神障害者家族会(たんぼぼの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民との交流を図る。市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。	精神障害者家族会(たんぼぼの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民との交流を図る。市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。	・精神障がい者患者家族会(たんぼぼの会)と健康推進連絡協議会が調理実習を実施する中で、交流を図ることができた。 ・精神疾患や自殺対策の理解を深めるための啓発の講演会を開催することができた。 ・広報やポスターでの啓発や、リーフレット等啓発物の配付や設置等による啓発を、自殺予防週間等の他、年間を通じて実施。	・精神障がい者患者家族会(たんぼぼの会)と健康推進連絡協議会が、事業を実施する中で交流を図ることができた。 ・講座の実施や啓発媒体の活用等により、市民や関係者等に対し、うつ病等精神疾患や自殺対策の理解を深める機会を提供できた。引き続き、理解を深めるため、広く啓発することが必要である。	精神障がいに関する誤解や偏見をなくすために啓発を継続する必要がある。	健康推進課
23	(4)障がい者	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消する啓発	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、種々の機会を捉え人権意識の高揚を図る。また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため啓発事業や交流事業を実施する。	○障がい者自立支援課 ・障害理解と障害差別解消法の広報・啓発を実施(広報やす年1回以上掲載) ・障害者理解の講演会を実施(年1回) ・障がい者虐待防止のための講演会の実施(年1回) ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施(随時) ・障害者週間(12/3-12/9)街頭啓発  ○発達支援センター研修・啓発事業の実施 ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修会や講演会を実施 ・市民や関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施 ・広報やす「発達支援センター通信」の掲載(隔月) ・「世界自閉症啓発デー」での街頭啓発 ・「発達障害啓発週間」に合わせた広報への記事の掲載 ・各種つどいやイベント等で、発達障がいの理解と支援に関するパネル展示	○障がい者自立支援課 ・障害理解と障害差別解消法の広報・啓発を実施(広報やす年1回以上掲載) ・障害者理解の講演会を実施(年1回) ・障がい者虐待防止のための講演会の実施(年1回) ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施(随時) ・障害者週間(12/3-12/9)街頭啓発  ○発達支援センター研修・啓発事業の実施 ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修会や講演会を実施 ・市民や関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施 ・広報やす「発達支援センター通信」の掲載(隔月) ・「世界自閉症啓発デー」での街頭啓発 ・「発達障害啓発週間」に合わせた広報への記事の掲載 ・各種つどいやイベント等で、発達障がいの理解と支援に関するパネル展示	○障がい者自立支援課 ・障害理解と障害差別解消法の広報・啓発を実施(広報やす年1回以上掲載) ・障害者理解の講演会を実施(年1回) ・障がい者虐待防止のための講演会の実施(年1回) ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施(随時) ・障害者週間(12/3-12/9)街頭啓発 これら計画については、令和2年度にコロナ禍において街頭啓発を中止した以外は、全て実施できた。  ○発達支援センター ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修や出前講座を毎年、継続して実施できた。 ・広報やすに「発達支援センター通信」については、発達障がいについて理解してもらいやすいテーマや内容を工夫して掲載することができた。(隔月) ・「世界自閉症啓発デー」および「発達障害啓発週間」に合わせて、ポスターやチラシ、関連図書のコーナーを設けるなど、毎年継続して啓発に努めた。	○障がい者自立支援課 新たな事業を展開することができなかったが、継続が何より大切であると考えており、引き続き関係者や関係機関へも協力を求めながら啓発事業を続けていく。  ○発達支援センター 発達障がいの正しい理解と支援について、様々な機会や場所で啓発ができた。今後も、啓発テーマや手法を工夫し、継続して啓発していきたい。	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、人権意識の高揚を図る。知的・精神・身体障害と、特に発達障害や障がい者虐待についての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけではなく、広く市民全体へ啓発する必要がある。事業継続の必要性がある。	障がい者自立支援課 発達支援センター
24	(4)障がい者	障害者差別解消法における取組の推進	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体に対して、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されることから、事業の実施にあたっては、実効性のある対応ができるよう、差別解消に向けた必要な検討と取組を進める。	差別の解消と差別の解消を支援する仕組みを確立するため、次の事項を検討する。 ①「差別の解消の推進に関する基本方針」(内閣府)に基づき、「職員対応要領」を策定する ②相談、紛争解決の体制を確保するための相談窓口を明確にする ③地域における関係機関等との連携(情報共有)を目的とする「障害者差別解消地域協議会」の設置の可否を検討する ④障害者理解の促進に向けた普及・啓発活動を検討する	①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める ②地域における関係機関等との連携による情報共有をはかる ③障害者理解の促進に向けた啓発を進める	障がい者自立支援協議会において、障がい者虐待防止と兼ねて、合理的配慮や差別の解消にかかる研修会を年1回開催した。	インターネット等による障がい者への差別的な書き込みも少なくはなく、引き続き障がい者の理解促進に向けた啓発を継続していく必要がある。また、相談窓口の周知、事業所への啓発も課題である。	・計画期間での取組が実効性のあるものになっているか検証できており、課題を明確にできていること。	障がい者自立支援課

No.	分類	第3次実施計画		平成28年度計画		令和2年度計画		平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	(初年度)	(5年目)	実績 (平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題				
25	(4)障がい者	障がいのある人の権利擁護の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人の中には、自己の意思表示が困難な人は権利の侵害にあつることがあるため、関係機関と連携を図りながら成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進することにより、日常生活の管理、財産管理を行い権利擁護に努める。	権利擁護事業契約者数 75人	権利擁護事業契約者数 75人	チラシの配布、相談会の開催等継続的に実施してきたことで、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知に努めた結果、何れも年々増加している。 【参考：成年後見制度報酬助成の件数及び助成額の年度推移】 平成28年度（1件） 291,600円 平成29年度（2件） 530,400円 平成30年度（4件） 820,800円 平成31年度（6件） 1,438,080円 令和2年度（4件） 1,074,000円	地域福祉権利擁護事業については、年々増加している。課題としては、契約を結んでも直ぐに解約をしてしまう人が多くいたり、本来は成年後見制度の利用が望ましいと考えられる障がいのある人でも、報酬費の説明をした時点で成年後見の利用を拒絶するケースが多く、地域福祉権利擁護事業利用者の成年後見制度利用には繋がらないケースが多くある。	障がいのある人の日常生活支援及び虐待防止に向けた支援等のため、関係機関と連携し成年後見等利用や地域福祉権利擁護事業の利用の啓発や促進を行う。障がいのある人が権利侵害のない自立した生活を送るために必要な支援となっている。	地域生活支援室		
26	(4)障がい者 (6)外国人	点字や拡大文字によるごみ情報提供	視覚障がい者、視覚弱者、外国人による行政情報の一環として、ごみ収集に関する情報を点字及び音声テープ、拡大文字、外国語で提供する。	点字5名 音訳5名 点字+音訳2名 音訳+拡大2名 拡大版1名 希望する対象者へ100%配布	希望する対象者へ100%配布	ごみカレンダーについては、拡大版、点字版、音声版を作成し、希望者全員に配布した。犬を飼われている視覚障害者には、ごみカレンダーの配布に合わせて、狂犬病予防注射の実施通知の点字版を配布した。視覚障がい者に対して、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で送付した。ごみ分別の説明資料については、英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語・インドネシア語版を作成し、希望者に配布した。	個人情報の観点から外国人の居住地や国籍の把握は難しい。外国人の在住の状況により、必要であれば対応語の範囲の拡大や情報の追加等の検討が必要。	希望する対象者へ100%配布	環境課		
27	(5)同和問題	改良住宅譲渡事業	計画的に譲渡を進めるために当事者との協議を行う。(北比江改良住宅1戸)	譲渡資金の融資について、協議を進める。積立金継続中。	譲渡資金の融資について、協議を整え、積立金と併せて譲渡契約を締結する。	当事者と譲渡の協議を行い、令和2年度に北比江改良住宅1戸の譲渡契約を完了した。	同和対策の住環境整備の一環として建設した全ての改良住宅の譲渡が完了したことから、当初の目的を達成し、事業を終了した。	終了	住宅課		
28	(5)同和問題	住宅新築資金等貸付事業	住宅の新築、改修等貸付に係る事業債の償還を行う。	償還継続中。平成28年8月終了予定。終了後、質権抹消手続き。	終了	平成28年8月31日に新築貸付に係る償還が完了し、平成29年4月1日付けで野洲市住宅新築資金等貸付償還規則を廃止し、全ての事業を終了した。	同和地区の環境の整備改善を図るため住宅新築、改修等に係る必要な資金貸付事業について、計画どおり償還が完了したことから当初の目的を達成し、事業を終了した。	終了	住宅課		
29	(5)同和問題	就労対策相談事業	安定就労に向け、地区住民個々の雇用、教育、生活等の問題を関係機関との連携により解決を図る。	就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。特に、本庁の市民生活相談課では、「やすワーク」が開設されており、直に応募できる利便性もあり、一層連携して取り組んでいく。	就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。特に、本庁の市民生活相談課では、「やすワーク」が開設されており、直に応募できる利便性もあり、一層連携して取り組んでいく。	就労希望者への就労相談 ハローワーク等からの求人情報紹介を行い就労に繋ぐことができた。	市民生活相談課、ハローワークやサポートセンターとも連携を図り、相談者への情報提供、相談を行うことができた。今後も就労を希望される方が、安定した就労ができるよう相談、支援を継続して行う。	就労を希望される方自身が、直接関係課・機関に向き、就労できるようになる。また、相談を受ける側の関係課・関係機関は、人権問題、同和問題としても捉え問題解決を図る。	市民交流センター		

No.	分類	第3次実施計画		平成28年度～令和2年度事業実績総括				担当課	
		事業名	事業の概要	平成28年度計画 (初年度)	令和2年度計画 (5年目)	実績 (平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		第3次事業計画終了 時点での到達目標
30	(5)同和問題	相談支援事業	職員は、適切な支援ができるよう幅広い知識を身に付け、関係各課や専門機関と連携し、ケース会議の開催等により、個々の相談に応じたオーダーメイドの支援を行う。	相談内容も各方面にわたり、複雑多様化しており、一層関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。 なお、教育相談については、保護者や学校等と十分連携して問題解決に当たる。 また、長期継続的な支援が必要な世帯については、訪宅回数を増やすとともに、関係者を集めたケース会議等での問題解決を図っていく。	相談内容も各方面にわたり、複雑多様化しており、一層関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。 なお、教育相談については、保護者や学校等と十分連携して問題解決に当たる。 また、長期継続的な支援が必要な世帯については、訪宅回数を増やすとともに、関係者を集めたケース会議等での問題解決を図っていく。	人権、環境、福祉保健、就労、教育、生活、法律に関することなどあらゆる生活、就労相談に対応した。教育相談については、保護者や学校等と十分連携して問題解決に当たることができた。	相談内容自体は簡単なものから複雑多岐にわたるものまであるが関係機関と連携しながら取組を進めていくことができた。 また、長期継続的な支援が必要な事案については、相談を密にし、関係機関との連携を図り問題解決を図ることができた。 今後も、さまざまな相談に対応できる職員の相談技術の向上と、相談しやすい体制の充実を図っていく。	相談者自身が、直接関係課・機関に出向き、問題解決できるようになる。 また、相談を受ける側の関係課・機関は、人権問題、同和問題としても捉え問題解決を図る。	市民交流センター
31	(5)同和問題	修学奨励助成金	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	【日本学生支援機構分】 市免除・返還分 11名 市助成総額: 8,436,712円 【その他分】 返還免除 県への申請者57件(A) Aの内、県免除承認決定 10件 Aの内、県免除不承認による市免除・返還 20件 市助成総額: 1,871,275円	野洲市修学奨励助成金交付要綱により適正に事務を行った。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。(令和15年度まで)	学校教育課
32	(5)同和問題	地域交流事業	各種自主サークル活動等を積極的に支援することにより、周辺地域との交流を深め、地域社会における相互の理解を促進する。	各種講座の自主サークル化に伴い、周辺地域住民との交流が図れるよう自立した活動を支援する。 また、自治会やその他の組織が人権啓発の住民交流を基本に自主自立で運営できるよう支援していく。	各種講座の自主サークル化に伴い、周辺地域住民との交流が図れるよう自立した活動を支援する。 また、自治会やその他の組織が人権啓発の住民交流を基本に自主自立で運営できるよう支援していく。	各種サークル(ソーイングスクール、トールペイント、茶道、書道、生花、墨彩画、いきいき健康体操、百歳体操、健康サロン、ほほえみサロン)が自主サークルとして活動され、その支援を行うことにより、市民交流を図ることができた。	隣保館事業から自主的なサークル事業に見直しを行って5年が経過し主体的な活動が定着した。 また社会福祉の増進や教養文化の向上を通して周辺地域との交流を深めることができた。	各種自主サークルの主体的な取り組み活動が、住民相互の交流・促進を図る活動となる。 自治会やその他の組織の運営が住民自治を基本として人権啓発の住民交流を図る活動となる。	市民交流センター
33	(5)同和問題	部落解放・人権政策確立要求	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の活動に参画して、人権を守る取組を行う。	・総会、事務局研修、連続講座、幹事級研修などへの参加 ・基本法ニュースの発行支援	・実行委員会事務局 ・総会、事務局研修、連続講座、幹事級研修などへの参加 ・基本法ニュースの発行支援継続	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の活動である、事務局研修、幹事級研修などへ参加した。 12月に発行する基本法ニュースの発行支援を行った。	各研修に参加し、職員等参加者の人権意識の向上を図ることができた。 また、5市の人権主管課長が定期的に集まる場として、意見交換を行った。 目標を進めるために市内各種団体への加入促進が課題である。	部落解放基本法の制定をめざし継続する。	人権施策推進課
34	(5)同和問題	同和問題講演会	同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けての啓発の一環として講演会を行う。	同和問題強調月間に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けたの啓発の一環として、同和問題講演会を開催する。	同和問題強調月間に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けたの啓発の一環として、同和問題講演会を開催する。	講師を迎え、毎年約150名の参加者に啓発している。新型コロナウイルス感染防止のため、中止。人権センター、市民交流センター、各コミセン、図書館、市民サービスセンターに啓発コーナーを設け、啓発をした。	参加者アンケートでは、「理解できた」という回答が多数あり、成果があったと考えている。 課題としては、もう少し多くの参加者を得ることに努める。コロナ禍でも、啓発コーナーを設けることにより、同和問題強調月間のアナウンスができ、差別の解消に向けての取組ができた。	同和問題講演会を開催し、同和問題をはじめあらゆる人権の解消に向けての啓発を継続する。	人権施策推進課
35	(6)外国人	国際協会活動支援	市民の国際交流や国際理解を深めるなど、本市の国際化の推進に寄与し、民間交流の中心的役割を担っている野洲市国際協会と連携を図り協会の独自運営を尊重しつつ側面からその活動に人的・財政的支援を行う。	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会へ運営補助の実施をする。 米国シガン州クリントン・タウンシップと姉妹都市への交互派遣への委託を行う。	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会へ運営補助の実施をする。 米国シガン州クリントン・タウンシップと姉妹都市への交互派遣への委託を行う。	野洲市国際協会の運営の補助を継続して実施した。米国シガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止となったが、平成28年度～令和元年度の期間においては交互派遣を継続して実施した。	野洲市国際協会への支援及び姉妹都市交流事業により、国際交流や国際理解を図ることができた。 本市の国際化の推進を図るため、引き続き地域内における国際交流を進めることが必要である。	市民の国際交流や国際理解を深めるなど、本市の国際化の推進を図るため、継続の必要性がある。	企画調整課



No.	分類	第3次実施計画		平成28年度～令和2年度事業実績総括				担当課	
		事業名	事業の概要	平成28年度計画 (初年度)	令和2年度計画 (5年目)	実績 (平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		第3次事業計画終了 時点での到達目標
36	(6)外国人	外国人支援事業	本市に、在住・在勤する外国人が生活する上での視点から、外国語による情報提供、相談体制、通訳の支援を行う。	外国人支援事業委託を行う。	これまでの野洲市国際協会への委託ではなく、タブレットでのテレビ電話を活用した通訳支援サービス事業者への委託を行うことで、更に多くの言語の通訳、翻訳ニーズに対応する。	通訳・翻訳により、在住・在勤外国人の支援を行った。 令和2年度は、多言語対応の、テレビ電話による通訳支援サービスや翻訳サービスを導入することで、より幅広い通訳、翻訳ニーズに対応した。	通訳・翻訳により、在住・在勤外国人の支援を行うことができた。 テレビ電話による通訳支援サービスについて周知し、より多くの利用を図るとともに、引き続き在住・在勤外国人のニーズ把握を行い、必要となる対応を行うことが必要である。	今後、国籍の多様化が見込まれる外国人支援の状況を鑑み、必要となる対応を行うため、継続の必要性がある。	企画調整課
37	(6)外国人	外国語等資料整備	外国人等への情報提供として、外国語資料等の利用しやすい形態の資料を整備する。図書館の利用案内を各国言語に翻訳して外国人にも使いやすい施設となるようにする。	外国語資料を受入し利用できる外国語資料の増加をはかる。図書館の利用案内の内容の改定があったときは外国語版も改定を行う。	外国語資料を受入し利用できる外国語資料の増加をはかる。図書館の利用案内の内容の改定があったときは外国語版も改定を行う。	外国語図書受入冊数506冊(うち購入398冊) 利用案内は、英語、中国語を作成	令和2年度に国の交付金がついたため、282冊の図書購入・受入ができたが、その他の年はそれほどの予算を充てられなかった。今後の継続した蔵書の増加をどのように図るか、外国籍の人へどのように効果的に周知を行い利用してもらうかが課題である。	・このことに関する資料の特設コーナーを年1回以上開催する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国語の書籍の所蔵数を増加させる。5年間で100冊。	図書館
38	(7)その他さまざまな人権問題	エイズ、身近な感染症についての啓発	HIV等の感染症について正しい知識を普及し、患者に対する誤解や偏見をなくするため、健康教室やパンフレット配布等により、感染症に関する啓発を進める。	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。	・広報やポスターでの啓発 ・リーフレット等啓発物品の配布、設置による啓発	毎年12月の世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。	エイズ患者数は増加していることから、さらに啓発を行うことは必要である。	健康推進課
39	人権一般	個人情報の保護	基本的な人権を擁護するうえで重要な意義を有する個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を進め、個人の権利利益の保護を図る。	個人情報保護に関する制度は年々更新されるため、個人情報の取扱方法や事務手続きを常に最新のものにし、各課の担当者にその都度指導する。 平成27年度より番号法が施行されたことに伴い、特定個人情報の保護に対する職員の適切な対応が求められることが予想されるため、庁内連絡会議を定期的に行い、職員の特定個人情報に対する意識の向上及び適切な利用を図る。	前年度に引き続き、全体研修を適切に実施し、特定個人情報及び個人情報の取り扱いについて周知を徹底することで、各職員の意識の向上につなげる。	継続的に個人情報及び特定個人情報等について、研修会等を実施した。	職員の意識向上が図れた。しかし、通知文書の誤送付等による個人情報の漏えい事故が発生した。 このため、更なる職員の意識向上を図るため、今後も引き続き、研修会等を実施する必要があると思われる。	職員の個人情報の保護に対する意識の向上を図り、特定個人情報を含む個人情報の保護に努める。 また、基本的な人権擁護のため、個人の情報保護は必要不可欠であり、第3次事業計画終了後も引き続き継続していく。	総務課
40	人権一般	窓口人権相談の充実	市民相談総合窓口ネットワークにより人権相談の第2窓口として個別窓口の役割を果たす。電話、来所により、人権相談に応じて解決をはかる。専門的事例は、人権擁護委員、弁護士相談等につなぐ。	電話・面接相談 人権相談で各部署と連携 相談件数の把握	電話・面接相談 人権相談で各部署と連携 相談件数の把握	平成28年度 44件、平成29年度 24件、平成30年度 10件、令和元年度 38件 令和2年度 31件の相談があった。	相談件数は、年度によりバラつきがある。相隣関係等の相談件数が一番多い。他課とも連携し、問題の解決に向けての取組を行った。	人権相談は、マニュアルどおりでないのが常であり、ほとんどである。相談にあたっては、幅広い知識と相談員としての継続的な経験が必要となる。	人権センター

No.	分類	第3次実施計画				平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	平成28年度計画(初年度)	令和2年度計画(5年目)	実績(平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		
41	人権一般	人権擁護委員	<p>法務大臣委嘱の人権擁護委員による特設人権相談所(人権なんでも相談所)を開設し、人権相談を受ける。また、人権教室として、人権紙芝居を5歳児対象に実施する。</p> <p>国の人権擁護制度への連携として人権擁護委員法に基づき人権擁護委員候補者を推薦するほか各協議会への関与・参画を図る。今後の人権擁護の法制度の変更に的確に対応し人権救済の充実に努める。</p>	<p>人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議会参画</p>	<p>人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議会参画</p>	<p>人権なんでも相談所 毎月1回開設している。 市内公立の保育園・幼稚園・こども園9箇所及び私立の園4箇所等5歳児を対象に人権紙芝居を実施。 令和2年度は、人権紙芝居 新型コロナウイルス感染防止のため、中止。野洲幼稚園のみ、園で実施</p>	<p>園児に、人権意識を根付かせる大切な機会であり、読み聞かせすることにより、理解度が増す。毎年、市内公立の保育園・幼稚園・こども園9箇所及び私立の園4箇所等5歳児を対象に人権紙芝居を実施予定だが、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は中止。希望により、1園のみ園で実施された。コロナ禍だったが、人権なんでも相談は実施された。</p>	<p>上位法「人権擁護委員法」に基づき、事業を実施する。</p>	人権施策推進課
42	人権一般	戸籍住民基本台帳個人情報	<p>市民課は戸籍や住民票などの個人情報を管理し、市民の請求により証明書を発行している。 証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前登録者に対してその交付した事実をお知らせする本人通知制度を設け、身元調査等を目的とした不正請求・不正取得を防止し、抑制につなげている。 また、野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。</p>	<p>・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の登録期間3年の廃止に向け関係機関と協議し、要綱の改正を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。</p>	<p>・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。</p>	<p>・戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めた。 ・住民票等の不正取得による身元調査等を防止するための「本人通知制度」を広く周知する取組みとして、市広報やホームページ、窓口カウンターでのチラシ配布、市民課窓口設置の受付呼出機でのテロップ表示などを行った。また、本人通知制度については、制度の利便性を高めるため、平成28年9月に登録期間を無期限にする要綱改正を行った。</p>	<p>今後も、戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、「本人通知制度」と「告知制度」の周知と適正な運用を行う。</p>	<p>・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。</p>	市民課
43	人権一般	事業所内公正採用選考・人権啓発推進事業	<p>事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく啓発や企業啓発指導員による啓発指導、事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問を行うとともに、対象者ごとの研修会を実施する。</p>	<p>事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導 ・事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問</p>	<p>事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導 ・事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問</p>	<p>・企業啓発指導員による啓発指導を行った。 ・例年6月に企業内公正採用・人権啓発推進班員研修会を開催(令和2年度は中止)し、7月から市内の従業員10人以上の事業所(事業所数150社 内、研修状況等が良好な企業については郵便にて対応)を対象に企業訪問を実施した。 ・7月に野洲駅前街頭啓発を実施した。(令和2年度は中止)</p>	<p>従業員数が少ない事業所ほど事業所内研修の実施や外部研修への参加ができていない傾向にあるため、継続して企業訪問を実施することで、啓発の機会を確保するとともに、啓発資料等の配布などにより、事業所の負担が少ない啓発方法の拡充を検討する必要がある。</p>	<p>企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、県の取組と連動して継続を行う必要がある。</p>	商工観光課
44	人権一般	人権教育基本方針	<p>人権教育基本方針に基づき事業を推進する。基本方針の周知徹底を行うとともに、必要に応じ改定を行う。</p>	<p>就学前教育・学校教育・社会教育のそれぞれの分野に応じた人権教育を展開していく。</p>	<p>就学前教育・学校教育・社会教育のそれぞれの分野に応じた人権教育を展開していく。</p>	<p>人権教育基本方針に沿った取組を進めた。</p>	<p>地区別懇談会や同和問題講演会、人権セミナーなど開催し、情報機器などの媒体を用いて多種多様な学習の場を提供し、体系的な人権教育を推進した。</p>	<p>人権教育基本方針に定めた各カテゴリーごとの推進目標の達成。</p>	人権施策推進課

No.	分類	第3次実施計画				平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	平成28年度計画(初年度)	令和2年度計画(5年目)	実績(平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		
45	人権一般	人権保育推進事業	人権教育基本方針の周知徹底を図るとともに、必要に応じて改定を行い、人権保育を推進する。	年間8回の職場研修を実施する。	年間8回の職場研修を実施する。	・年度当初において人権保育基本方針についての周知徹底を図り、基本方針に基づいた保育実践と、職場研修を行った。	・研修を通して、自分自身の言動を振り返り考えあえる場が持てた。今後においても人権意識を高めていくために継続して取り組んでいく。 ・職場環境として多様な勤務形態の中で、研修を効果的に実施するためには更なる工夫と改善も必要である。	人権保育基本方針に則り、教育・保育の資質の向上と職員の人権感覚の向上が中堅層を中心に広がる。また、人権教育・保育訪問に年間1人1回は研修として公開保育・協議会に参加する。	こども課
46	人権一般	人権教育推進員	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修を実施し、人権尊重のまちづくりを推進する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。	郵送にて、自治会から推薦された「人権教育推進員」を対象に委嘱状の交付を行い、手引書を送付することにより、人権教育推進員の役割と活動について周知した。	人権尊重のまちづくりをめざし、各自治会から選出された人権教育推進員を核にして地区別懇談会の企画運営や地域におけるリーダー育成のために研修の機会を提供した。令和2年度については、説明会がなかったことで、人権施策課に質問等連絡があった自治会について丁寧に対応した。コロナ禍での地区別懇談会について、分散開催、文書回覧等工夫を凝らした手法を紹介し、アドバイスをした。	引き続き各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。	人権施策推進課
47	人権一般	学校・園所人権教育推進委員会	各中学校区部会、プロジェクト部会を中心とした学校・園所人権教育推進委員会活動を推進する。	・中学校区部会の取り組み推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人権学習の様々な人権課題別目標の設定 ・教職員人権問題研修の推進	・中学校区部会の取り組み推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人権学習の様々な人権課題別目標の設定 ・教職員人権問題研修の推進	・野洲市小学校人権学習プランに基づき各小学校では、部落問題、外国人問題、障がい者問題、女性問題、平和学習、子どもの人権、高齢者問題等の人権課題の学習を実施できた。 ・中学校においても様々な人権課題について、つけたい力を明確にし、各中学校区部会で特徴的な取組を実践できた。 ・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を図り、授業実践と公開、研究協議を行うことができた。 ・各学校の取組は、課題別人権学習実践資料集として作成し、今後の取組に生かせるようにした。 ・令和2年度「いしずえアンケート」では、野洲中学校全体で「自分にはよいところがあると思う」と答えた生徒が70.3%であった。	・野洲市小学校人権学習プランに基づいて人権学習を行ったが、実施時期や内容等は毎年検討しながら、より効果的に進める必要がある。 ・課題別人権学習においては就学前から高等学校までの、系統的な目標の見直しが必要である。また、新たな人権課題(インターネット、LGBT等)の学習をより一層進めていく必要がある。 ・部落差別問題の認識と、教職員の力量を高める研修は、市内で統一したテーマを掲げ実施した。しかし、人事移動などにより教職員が若返り、他市町からの転勤者も多くなってきた。野洲市の人権・同和教育の原点を語れる人が少なく、同和学習の原点を語れる人が少なく、野洲市人権の日の由来である野洲中学校連続差別事件のことを学ぶ必要がある。	・人権学習プランを小学校で完全実施し、学習内容のデータベース化を図る。 ・中学校においても様々な人権課題についてのつけたい力を明確にし、各中学校部会での協議の中心とする。 ・人権学習プランの就学前から中学校までの次の見直しへの見直しを持つ。 ・人権学習の講師のデータベース化を図る。 ・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を図り、中学校2年において「自分が好き」と答えられる子が85%以上をめざす。	学校教育課 こども課
48	人権一般	市人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	各学区人推協や地域団体等により組織された、市人推協が支援をすることで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決の促進に資する。	各学区人推協や地域団体等により組織された、市人推協が支援をすることで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決の促進に資する。	新旧役員会や役員・運営委員が参集した。令和2年度については、啓発機関紙の作成、啓発パネル作成、啓発コーナーの設定等それぞれの部会が、コロナ禍の中、工夫を凝らし、取り組むことができた。	役員の固定化、高齢化が進んでいる。また、これまで事業を消化することが目的となっている面もあることから、事業目的を再認識して、効果的な啓発事業が実施できるよう啓発部会を組織し検討している。	これまで実施されてきた啓発や研修を基本としつつも、更に効果的な啓発の推進が図られるよう支援をする。	人権施策推進課

No.	分類	第3次実施計画				平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	平成28年度計画(初年度)	令和2年度計画(5年目)	実績(平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		
49	人権一般	学区人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	部落差別をはじめあらゆる差別を許さないまち、差別問題を自らの課題と考え行動できる人をつくるために住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して、財政的な面も含めて支援を行う。	部落差別をはじめあらゆる差別を許さないまち、差別問題を自らの課題と考え行動できる人をつくるために住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して、財政的な面も含めて支援を行う。	各学区人推協が主体となって実施される、講演会や研修会等に対して、研修等の手法や講師の紹介などの支援を行った。	市民自らが、住民等に対して人権啓発を行うことの意義は大きく、成果もみられる一方で、学区ごとで、取組状況に開きがあり、十分な活動が展開されていない地域もあることから、今後それらの地域における活動の活性化への支援が課題である。 また、役員が固定化している学区や逆に毎年全役員が交代する学区もあり、それぞれ高齢化や事業の継続性の課題がある。	市民自らが主体となって、住民等に対して、差別のない明るい地域の確立に向けた人権啓発ができるよう支援する。	人権施策推進課
50	人権一般	広報掲載啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解を得るため、広報やすへの掲載をはかり、啓発を行う。	広報やすにて啓発記事の掲載	広報やすにて啓発記事の掲載	人権週間等、様々な人権問題の強調週間等の時期に合わせて、広報やすに啓発記事を掲載した。コロナ禍で起きる差別について、広報により注意喚起を行った。	同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解を得るため、分かりやすい内容で、広報やすへの掲載をはかり、啓発を行った。	広報やすにて啓発記事の継続	人権施策推進課
51	人権一般	職員人権問題研修	行政職員として必要な幅広い人権問題に対する人権感覚と人権意識を身につけるため、研修目的を明確にし、多様な研修を実施する。	研修については、テーマ・内容に応じた適切な方法により実施する。	毎年、策定する研修計画に基づき、研修を実施していく。	人権研修については、研修を受ける機会がない、毎年の参加職員に偏りがある等の課題があったが、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上を図るため、全ての職員に年1回以上の研修機会を提供するとともに、職種に応じた研修内容となるように整理することができた。 【一般職向け】 幅広い知識の習得を主な目的とし、下記のいずれか1つ以上を参加とした。 ・びわこ南部地域人権啓発連続講座 ・人権教育研究大会 ・「ひと」と「ひと」のつどい ・県民のつどい ・市民のつどい 【指導職向け】 人権意識の高揚や職員としての役割、問題解決に向けた実践力の向上のため、熟度を深める議論を中心とした人権研修を実施した。 【管理職向け】 指導者育成向けの研修とした 【その他】 障がいへの正しい理解と、地域でともに生活する者としての理解促進を目的として、「障がい児サマースクール」及び「市内作業所での体験事業」へ新規採用職員を派遣することとした。	令和2年度を除き概ね予定通りの研修を実施することができたが、昨年度は、全国的なコロナ感染拡大防止の観点から予定していた研修がほぼ全て中止になった。 今後、新型コロナウイルスの終息が見込めない中、感染防止対策を講じながら研修を実施する必要がある。	職員人権問題研修の継続	人事課
52	人権一般	特別職人権問題研修	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	野洲市人権啓発推進協議会総会、野洲市人権尊重と部落解放をめざす「ひと」と「ひと」のつどい、和田部落解放文化のつどい等の挨拶、同和問題啓発強化月間に伴う街頭啓発等に参加した。	市のリーダーとして、各種研修会等に積極的に参加し、挨拶等の中で人権施策に対する市の考え方を市民に伝えることができた。	市のリーダーとして、啓発推進を図り、現状と課題を直視し、解決に立ち向かうとともに、新たな問題を起こさせない健全な社会づくりを進め、元氣と安心のまちづくりをする。	広報秘書課
53	人権一般	PTA人権問題研修	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修及び単位PTA人権問題研修を行うとともに、PTA人権問題研修の指導助言を行う。	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修及び単位PTA人権問題研修を実施し、人権啓発の機会を提供できた。	全国人権・同和教育研究大会や滋賀県人権教育研究大会および野洲市人権尊重をめざす市民のつどいなどへの参加を通じて、人権問題の啓発が図れた。また、PTA人権問題研修を市P連、単P連で実施し、PTA会員のさらなる資質の向上と子どもたちの一層の健全育成を目指すための取組ができた。	市民意識調査で人権意識の向上の結果を得ることを目標とする。	生涯学習スポーツ課

No.	分類	第3次実施計画				平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	平成28年度計画(初年度)	令和2年度計画(5年目)	実績(平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題		
54	人権一般	人権問題啓発講師派遣事業	自治会、団体、企業などで実施される人権問題の研修会に啓発講師を派遣し、研修会の充実を図る。また、啓発講師の資質の向上を図る。	研修の充実を図るために啓発講師を委嘱し、また啓発講師に対する情報提供、研修の場を提供する。	研修の充実を図るために啓発講師を委嘱し、また啓発講師に対する情報提供、研修の場を提供する。	啓発講師を委嘱し、地域や団体の研修の講師に依頼した。(平成28年度21名 派遣回数67回 平成29年度21名 派遣回数34回 平成30年度20名 派遣回数53回 令和元年度19名 派遣回数74回 令和2年度19名 派遣回数12回)	かねてより、幅広い人材の発掘、育成が必要が課題であるが、進んでいないのが現状である。 また、講師の謝金が一律5,000円であり、講演にかかる事前準備や当日の拘束時間を考慮するともう少し謝金を増額したいところである。	幅広い人権に関するテーマのニーズに対応できる人材の発掘・育成。	人権施策推進課
55	人権一般	人権啓発冊子「すてきなまちに」発行	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子を作成し、市全所帯、学校、企業などに配布する。	効果的に、より多くの市民に長く、有効活用されるよう、内容の充実とともに、配布方法を再検討するほか、電子媒体による市民への周知を検討する。	効果的に、より多くの市民に長く、有効活用されるよう、内容の充実とともに、配布方法を再検討するほか、電子媒体による市民への周知を検討する。	毎年、一つテーマを決め、全戸配布している。(平成28年度「高齢者の人権」、平成29年度「インターネットによる人権侵害」、平成30年度「多様な性」、令和元年度「子どもの人権」令和2年度「差別落書き事件」)	効果的に、より多くの市民に長く、有効活用されるよう、内容の充実を図った。	効果的・効率的な啓発を図る。	人権施策推進課
56	人権一般	「ひと」と「ひと」のつどい	「ひと」と「ひと」のつどいを開催するとともに、「ひと」と「ひと」のつどいにより発行する。	「部落解放」と「女性解放」を共通の課題として、地域の人々との交流と連帯を深める集会として、実行委員会による「女と男のつどい」を開催する。また、「女と男のつどい」により発行する。	「部落解放」と「女性解放」を共通の課題として、地域の人々との交流と連帯を深める集会として、実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催する。また、「ひと」と「ひと」のつどいにより発行する。	実行委員会により、提言劇や講演を行い、毎年約130名が参加している。その後、その様子をつどいにより発行、全戸配布している。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、つどいは中止。編集委員を選出し、これまでのあゆみをまとめた「ひと」と「ひと」のつどいにより3月に発行した。	コロナ禍で、つどいは中止になったが、これまでの経緯を振り返ることにより、女性の人権の確立には、女性だけでなく男性の理解が不可欠であり、男性も参加しやすい環境を整えるため「人権尊重と部落解放をめざす「ひと」と「ひと」のつどい」と名称を変更し実施した。	「ひと」と「ひと」のつどいを実施し、「ひと」と「ひと」のつどいによりの発行を継続する。	人権施策推進課
57	人権一般	議員人権問題研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	人権研修を年2回開催(うち1回は湖南地区市議会議長会主催)する。	人権研修を年2回開催(うち1回は湖南地区市議会議長会主催)する。	・研修を通じて自らの言動を見つめ直す機会となった。 ・年度当初において、湖南地区市議会議長会の事業として人権研修が位置付けられていることから、毎年参加している。 ・毎年1月開催の全員協議会終了後に市議会独自の市議会議員人権研修を開催している。また、研修レポートの提出を義務付け、事後研修を実施している。	・コロナ禍で、つどいは中止になったが、これまでの経緯を振り返ることにより、女性の人権の確立には、女性だけでなく男性の理解が不可欠であり、男性も参加しやすい環境を整えるため「人権尊重と部落解放をめざす「ひと」と「ひと」のつどい」と名称を変更し実施した。	市議会では、人権を尊重し責任ある活動を行っていくことで、「開かれた信頼される議会の実現」に努められるため引き続き研修会を開催する。	議会事務局
58	人権一般	農業委員人権問題研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	年一回以上、人権研修を開催するとともに市民のつどいをはじめとする各種研修会への参加を要請していく。	年一回以上、人権研修を開催するとともに市民のつどいをはじめとする各種研修会への参加を要請していく。	毎年、農業委員会主催による人権研修を行うことができ、全員参加の目標は達成できなかったものの概ね8割の参加率であった。また、一人1回以上「市民のつどい」をはじめとする各種研修会の参加率は7割であった。 但し、最終年度はコロナ禍の影響により各種研修会の参加は無かった。	農業委員会実施による人権研修については、同じ内容にならないようすると共にアンケートから農業委員が希望する研修内容とし、参加者が興味を持てる研修を行うことができた。また、農業委員会総会終了後に研修を行うことにより、出席率を上げることを狙いとしたが、総会そのものを欠席される委員がいるため、全員参加の目的を達成することができなかった。	農業委員会主催の人権研修会への全員参加の他、一人一回以上市民の集いをはじめとする各種研修会への全委員の7割以上の参加	農業委員会事務局

No.	分類	第3次実施計画		平成28年度計画		令和2年度計画		平成28年度～令和2年度事業実績総括		第3次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	(初年度)	(5年目)	実績 (平成28年度～令和2年度)	実績(事業)からみる成果と課題				
59	人権一般	企業人権啓発推進協議会育成事業	企業人推協の組織を強化し、協議会の研修会及び企業の加盟促進を行う。	・協議会への啓発経費補助 ・協議会の研修会の実施および新規加盟促進	・協議会への啓発経費補助 ・協議会の研修会の実施および新規加盟促進	・企業人権啓発推進協議会へ補助を行った。 ・企業人権啓発推進協議会と市の共催により年間計画に基づき研修会を実施した。 ・野洲市内において継続して事業所内人権啓発推進活動を推進し進めていくために、未加入企業に加入していただくことが必要であることから企業訪問して加入促進した。	研修の参加・実施に積極的な事業所と消極的な事業所の二極化が顕在していることから、積極的な参加を促すとともに、研修以外の手法による啓発方法を検討する必要がある。	企業活動における同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、継続的な支援を行う必要がある。	商工観光課		
60	人権一般	人権施策審議会	人権問題に係る総合的な施策の樹立等市政の重要事項に関する審議等を行うため人権施策審議会を開催する。また、必要に応じて審議会内に部会等を設置する。	人権施策審議会を年2回開催する。また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。	人権施策審議会を開催する。また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。	令和2年7月、11月、令和3年1月に野洲市人権施策審議会を開催。	第1回審議会では、作年度の人権施策実施計画の実績及び今年度の年次計画等、第4次野洲市人権施策実施計画(素案)、第4次野洲市人権施策実施計画の各課の具体的事業(案)について審議をいただいた。引き続き、第2回審議会においても第4次人権施策基本計画の策定等について審議をいただいた。第3回審議会では、第4次野洲市人権施策基本計画の策定にかかる答申(案)について市長にお渡しいただいた。	同和問題をはじめとする様々な人権問題について取り組むべき課題は、山積しており、今後も市民の人権意識の高揚と教育及び啓発を図るため、市の諮問組織として継続の必要性がある。	人権施策推進課		
61	人権一般	野洲市人権施策基本計画	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進していく。目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画の進捗管理。目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画の進捗管理。目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	人権尊重のまちづくり推進本部幹事会議、本部会議は実施しなかったものの、各組織員に計画の実績と進捗の確認を行い、第4次人権施策基本計画を策定した。	人権施策各組織員の確認・意見聴取については、必要に応じて連絡調整を行い、同会議を開催する。今年度は、第4次人権施策基本計画策定の年にあたり、審議会の答申(案)を基に3月に計画を策定した。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進していく。	人権施策推進課		
62	人権一般	市民意識調査業務	本市が実施する人権問題の解決に向けた啓発効果等を把握し、客観的データに基づいた総合的、計画的な教育、啓発を展開するため、平成31年度に市民意識調査と併せて職員意識調査を実施する。	平成31年度に市民意識調査を実施する。	意識調査実施のための、内容等を検討する。	5年毎に、市民意識調査を行う。令和元年10月に市内20歳以上の男女各500名を対象に意識調査を実施した。回収率は35.5%であった。 ・広報やポスターでの啓発 ・リーフレット等啓発物品の配布、設置による啓発	前回調査と比較して全体的に差別意識は改善の傾向であったが、部落差別や身元調査等を肯定する回答も一定数あったことから今後も引き続き啓発事業に取り組む必要がある。 市民に正しい知識を啓発する。	人権問題に関する市民意識調査の統計結果を元に、今後の教育・啓発のあり方について検討し活かす。	人権施策推進課 人事課		